

# 河川整備基本方針(長期的な基本計画)

河川法第16条「河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他該当河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。」

## 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- 河川の環境の整備と保全

## 河川の整備の基本となるべき事項

- 基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- 主要な地点の計画高水流量
- 主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量
- 主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

- \* 基本高水: 洪水防御計画の基本となる洪水で、ダム等の人工的な貯留施設による調整を受けず、流域に降った雨がそのまま河川に流れ出る洪水
- \* 計画高水: 基本高水が各種の貯留施設により洪水調節された後に、河川に流れ出る洪水
- \* 計画高水位: 河川改修後において計画高水流量を安全に流下させうる水位